米代川中流

七二三六〇

二一七・九二

田大市館市、

北秋

米代川上流

五八八·四六

七三・六二

町鹿 角市、

保と同

安林る

保 安 林

(ヘクタール) 土砂流出防備

所在市町村

面積(残存許容限度)皆伐面積の限度たる

(ヘクタール)

冏

仁

Ш

四五二・七九

九八・七三

小阿仁村 、

米代川下流

七二四・六八

八三・二一

町能代市、

藤里

## 告 示

目

次

○平成二十年度後期技能検定(特級、一級、二級、 ○皆伐面積の限度(三七六・森林整備課)…… 単一等級)の実施(三七七・雇用労働政策課)…………… 三級及び

示

告

# 秋田県告示第三百七十六号

む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を今 立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による を次のとおり公表する。 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の

秋

私

平成二十年九月一日

竹田田
旧旧
炉加
掌
7
寺
1)
H
ш
典
•
城

-	藤里	上	北秋	小坂	mj   村		成	谷限度)	ラート (ラード) (ラート) (ラート) (ラート) (ラード)	ゼこよる 四条の二		2	及 び 2	1		ペ l ジ		辛	反
	男	三	能	八	同一	白	子吉	子吉川	雄物川	皆	平鹿	Ш	玉	雄物	太	男鹿	馬場	Ξ	水
					の 単	雪	子吉川上流	川下流	川上流	瀬	地			雄物川下流	平	地	目	種	沢
	鹿	種	代	峰飛	位と	Ш		流		Л	区	Ш	Ш		Ш	区	ЛІ	Ш	Ш
	"	"	"	砂防備保安林	の単位とされる保安林	一八六・六九	五六〇・二〇	一九六・九六	七一〇・四二	五一〇・六八	四五九・五〇	11111.011	一、二〇四・〇八	五五五・四九	一九五・二五	四・八四	二四五・七四	五三・三〇	三三六・七九
	一 . 九 〇	〇· <b>三</b> 〇	一七・六二	九・二三	(ペクタール) (残存許容限度) (残存許容限度)	八・三〇	九四・六四	五〇・一四	ーー七・七一	一六八・九三	五九・五五	三二・九七	九六・二九	六九・四八	五・七〇	七.一0	七・六〇	111111 - 110	八四・〇〇
	男鹿市	三種町	能代市	八峰町	所在市町村	にかほ市、由利本荘市、	羽後町由利本荘市、	由利本荘市	町湯沢市、羽後	市、東成瀬村湯沢市、横手	横手市	町 大仙市、美郷	仙北市	市 秋田市、大仙	秋田市	男鹿市	目町、井川町 潟上市、五城	三種町	八峰町
							•			•		•		•			•		

										1女	们于		750		ΊЩ			四丁功以			
	平	Ш	玉	雄物川	太	男	馬	三	米	冏	米代川	米代川	秋	男	三	八	VC	由	秋	秋潟	
	鹿地	口		川川	平	鹿地	場目	種	米代川下	仁	川山		田				か	利本	田	田上	
	X	Ш	Ш	下流	Л	区	Л	Ш	流	Ш	中流	上流干	南	鹿	種	峰	ほ	荘	南	北。	
												宇				風				砂	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	備	"	"	"	峰防風保安林	"	"	"	備	
												害防備保安林				<u> </u>				北飛砂防備保安林	
-												林								孙	
	_	11					四	Ξ			===			_					=		
	$\overline{\cdot}$	•	四	七:	•	•	0	•	:	-	•			<u> </u>	·	0		六:	=	•	
	五六	二六	七四	九〇	0	0	五三	四二	九六	八二	四二	六四	六二	四六	一四	九六	0	八八八	三八		
-	横	町大	仙	市秋	秋	男鹿	町潟	1113	藤里	北秋	甲大	鹿	秋	男	=	八峰	V.C	由利	秋	市秋	
	横手市	町大仙市、	仙北市	市、田市、	田市	鹿 市	町潟上市、	三種町	里町	秋田市	田大 市館 市、	鹿角市	秋田市	男鹿市	三種町	町	かほ市	村	秋田市	市秋田市、	
		美郷		大仙			井川			市	北秋						市	本荘市		潟上	
		郷		仙			Ш				秋									上	

	五.	本	皆	田	角	河	秋	白	子士	子士	雄	皆
	城			沢				雪	子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	瀬
	I	荘	瀬	湖	館	辺	田	Л	流	流	流	业
	"	"	"	"	"	"	田保健保安林	"	"	"	"	川干害防備保安林
	二、三八	0.110	〇 : 二八	二、五八	〇・六四	〇 · 六二	七・六四	二・九四	二三四	一一・九六	三・五八	七.00
	五城目町	由利本荘市	湯沢市	仙北市	仙北市	秋田市	秋田市	にかほ市	由利本荘市	由利本荘市	湯沢市	瀬村、東成
_												

# 秋田県告示第三百七十七号

下「省令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示す 能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以 条第二項の規定により、次のとおり平成二十年度後期技能検定 (特級、一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六

## 平成二十年九月一日

田県知事 寺 田 典

等級別実施職種(作業

特級について実施する職種 金属熱処理、

城

試験方法

子供服製造、紳士服製造及びプラスチック成形 板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立 て、電気機器組立て、半導体製品製造、建設機械整備、婦人 機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場

一級及び二級について実施する職種(作業

調整作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作 装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業) 業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装 防水工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、 業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作 作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、 業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき 造作業)、みそ製造(みそ製造作業)、酒造(清酒製造作 業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、和裁 作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作 置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備 業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装 及び集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機 ス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業 系保全作業及び設備診断作業)、電気機器組立て(シーケン 械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気 板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機 プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作 シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法 水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防 (パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製 (和服製作作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造 さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械 (鋼橋塗

三級について実施する職種(作業)

制御作業)、 機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス 建築大工(大工工事作業)及び配管(建築配管

コニー施工(金属製バルコニー工事作業) 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバル

単一等級について実施する職種(作業)

試験の期日及び場所

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

実技試験

(1)

平成二十年十二月一日(月)から平成二十一年二月二十

指定する日。 二日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が

場所

秋田県職業能力開発協会から通知する

(3) 公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から 送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。 問題の公表 実技試験の問題は、平成二十年十一月二十一日

学科試験

平成二十一年一ア	(日) 一月二十五日 日	期日
ア特級	ア 一級及び二級  ア 一級及び二級  株械検査(様林検査作業)、電気機器機械検査(様様検査作業)、配管(建築配管作業及び和菓子製造作業)、配管(建築配管作業及びガラント配管作業)、配管(建築配管作業及びガラスがラス施工(ガラス工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)及びガラス施工(ガラス工事作業)イ 三級 機械検査(機械検査作業)、電気機器 機械検査(機械検査作業)、電気機器 機械検査(機械検査作業)	等級及び職種(作業)

## 二月一日(日) 平成二十一年

属プレス加工、工場板金、めっき、仕上 建設機械整備、婦人子供服製造、 げ、機械検査、機械保全、電子機器組立 て、電気機器組立て、半導体製品製造、 朱剎 金属熱処理、機械加工、放電加工、金 紳士服

製造及びプラスチック成形 一級及び二級

検・調整作業)、空気圧装置組立て(空 業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点 制御タレットパンチプレス板金作業)、 業)、工場板金(機械板金作業及び数値 動販売機調整(自動販売機調整作 さく井(ロータリー式さく井工事作 四 受検資格 秋田県職業能力開発協会から通知する。

(2) 場所

二月八日(日) 平成二十一年 二月四日(水) 平成二十一年 ア ゥ イ 舞台機構調整(音響機構調整作業) 一級及び二級 らぶき(かわらぶき作業)、電気製図 業)、建築大工(大工工事作業)、かわ 回路組立て作業)、和裁(和服製作作 製造(集積回路チップ製造作業及び集積 事作業) 製図手書き作業及び機械製図CAD作 事作業)及び機械・プラント製図(機械 質アスファルトシートトーチ工法防水工 塩化ビニル系シート防水工事作業及び改 作業、合成ゴム系シート防水工事作業、 業)、防水施工(アスファルト防水工事 備施工(厨房設備施工作業)、コンクリ 作業)、酒造(清酒製造作業)、厨房設 器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、 気圧装置組立て作業)、油圧装置調整 全作業及び設備診断作業)、半導体製品 石材施工(石材加工作業)、パン製造 三級 単一等級 (パン製造作業)、みそ製造(みそ製造 単一等級 建築大工(大工工事作業) (鋼橋塗装作業) (配電盤・制御盤製図作業) 及び塗装 機械保全(機械系保全作業、電気系保 - 卜圧送施工(コンクリート圧送工事作 (農業機械整備作業) 、冷凍空気調和機 (油圧装置調整作業) 、農業機械整備 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入 一級及び二級 バルコニー施工(金属製バルコニー工

上事作業)

受検申請書用紙の交付

する場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書 期間

七 受検申請書の受付 明記の返信用封筒(角形二号)を同封すること。 請書用紙請求」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先 期間及び時間 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申

秋田市向浜一丁目二番一号

秋田県職業能力開発協会

ものに限り受け付ける。 秋田市向浜一丁目二番一号

(1) 額 実技試験

八 受検手数料

検定職種 等級及び 手 数 料 検定職種 等級及び 手 数 料

 $(\Box)$ (--)特級 省令第六十四条の規定に該当する者

省令第六十四条の二の規定に該当する者

 $(\equiv)$ 

省令第六十四条の三の規定に該当する者

(四)

単一等級 省令第六十四条の四の規定に該当する者

(五)

省令第六十四条の六の規定に該当する者

五 受検申請に必要な書類

技能検定受検申請書

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようと

面又はその写し

日 (金) まで。 号)第一条第一項に規定する県の休日 いう。)を除き、平成二十年九月一日(月)から同年十月十 場所 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九 (以下「県の休日」と

朱書し、書留郵便によることとし、締切日までの消印がある 十月十日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで。 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と 県の休日を除き、平成二十年九月二十九日(月)から同年

秋田県職業能力開発協会 注入 樹脂

職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料 定働門

職種に関 大臣が指 高校、高 検定職種	注入施工 料	塗 装 ト製図	機械・プラ	鉄筋施工	厨房設備施	造っ	菓子製造 石材施工	製造婦人子供服	業ゴ	型気圧装置	自動販売機	立て電気機器組	機械検査	び級	全特級種
関指高にしている。	五五	五五	一 一 五	五.	五,五	五五	一 一 五 五	= =	五.	五.	五	五五	三五		五
る 専門 を 三級	,	•					` `	,	`	`	`				
種に関する学科に在学して臣が指定する各種学校若し校、高等専門学校、短期大校、高等専門学校、短期大定職種に関する職業訓練を定職種に関する職業訓練を	七 0 0	七〇〇	五七〇〇	七00	七000		七00	000	七00	七00	七00	七〇〇	000	) )	七〇〇円
任 字	円	円	円円	円	円尸	9 円	円円	円	円	円	円	円	円円		円
	施工バルコニー	整舞台機構調	電気製図ガラス施工	ト圧送施工	型枠施工	建築大工	みそ製造 パン製造	和裁器	口 幾 景 拖 匚 惠 雪	きを選手を選手を	道	製造 半導体製品	機械保全	Î	
の修学てて、の学若い、										_	_	_			
子校に石しくの一受検の	五、	五、	一五	五	五、月	5. 五	五五		五	五	五	五	五五		
検手数検手数	七〇〇円	七〇〇円	五七〇〇円円	七〇〇円	七 1000円円		七〇〇円	五 〇 〇 円	七00円	七〇〇円	七00円	七〇〇円	七〇〇円円	) )	
业一个种明															•

は、

次のとおりとする。

)を上れ食いい	建築大工 一〇、五〇〇円	機械検査 八、七〇〇円	検定職種 手 数
)	○円配管		料検定職種
	一〇、五〇〇円	五〇〇円	手数料

□ 納付方法

学科 計縣 二 一〇〇円

技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

に係る受検手数料の納付は要しない。 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験

合格者の発表等 検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

九

業能力開発協会が書面で通知する。 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職 一部合格者への通知

章、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能 士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単 二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。 等級技能士章がそれぞれ交付される。 このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士 技能検定合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、

+受検についての問い合わせ先

二一) 又は秋田県職業能力開発協会 (電話〇一八—八六二— 産業経済労働部雇用労働政策課(電話〇一八—八六〇—二三

五一〇

者 秋田市山王四丁目一番一号 秋 田 県

発 行

購読料金

. 月三千六百七十五円(税込)

印

刷 者 所

印 刷

秋田市山王七丁目五番二十九号 Railmatsubara(@matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(@matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubara(matsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsubaransatsuco.jp Rymallmatsubaransatsub

県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知 技能検定合格者発表 平成二十一年三月十七日(火)に合格者の受検番号を秋田